

生活行為向上推進プロジェクトニュース

臨時号 平成 27 年 4 月 6 日

■ 続報：重要！

4 月 1 日厚生労働省発出「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A」 ～ 生活行為向上リハビリテーションの算定要件に関して ～

生活行為向上マネジメント推進プロジェクト 担当理事 土井勝幸

- プロジェクトニュース 4 月 2 日（臨時号）でお知らせをしました、「生活行為向上リハビリテーション加算」に係る作業療法士の要件について、4 月 4 日に厚労省から、当面の条件付きの暫定的な扱いとして、当協会の「生活行為向上マネジメント基礎研修」（以下、基礎研修）修了者に対して、協会から修了証を発行し、その修了証それをもって、「生活行為向上リハビリテーション加算」に係る作業療法士の要件とすることが示されました。

4月2日現在

- ・ 概論90分、演習330分の履修
- ・ 1事例以上のMTDLP実践（事例報告を提出するか事例報告会での事例発表）



4月6日現在

- ・ 概論90分、演習330分の履修 ⇒ 基礎研修修了者・修了証 ⇔ 算定要件

但し、1事例以上のMTDLP実践（事例報告を提出するか事例報告会での事例発表）を義務付けるものとする。

- 上記のように、概論 90 分、演習 330 分の基礎研修修了者は算定要件を満たすこととなります。しかし、事例に対して MTDLP を実践し、事例報告を行うことを前提条件としており、今後、より上位の実践者向け研修の修了を目指さなければなりません。
- 基礎研修を 26 年度末までに修了した者については、基礎研修修了証の発行日を 4 月 1 日付とし順次発行を進める予定です。27 年度以降は基礎研修後手続きを受け随時発行することになります。前提条件となる実務者研修修了ですが、基礎研修修了証の発行日から 1 年以内に実践者研修を修了するものと致します。詳細については、MTDLP プロジェクトで基準案を作成し、理事会の承認をもってあらためてお知らせをさせていただきます。

※MTDLP は「生活行為向上リハビリテーション算定」のためだけの手段ではありません。

「心身機能・活動・参加」をバランスよく支援するための作業療法士のマネジメントツールです。